



- I. 危機管理と第三者委員会
- II. CGS 研究会による「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の取りまとめ
- III. 改正独占禁止法の概要について
- IV. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2019年
3月号

I. 危機管理と第三者委員会

執筆者: 木目田 裕

本年3月5日の日経新聞朝刊の私見卓見欄に、小林英明弁護士が「第三者委頼みの危機対応は危うい」という寄稿をされました。小林弁護士の指摘は、危機管理と第三者委員会との関係について鋭く本質を突いているものと興味深く拝読しました。

この点、私自身は、企業不祥事において、第三者委員会の果たすべき役割は非常に大きいところ、むしろ、重要なのは、危機管理と第三者委員会の役割・機能を明確に峻別することであると考えております。具体的には、拙稿「企業の危機管理と第三者委員会との間の緊張関係等」旬刊商事法務 2084号(2015年)13頁以下で述べているとおりですが、そのエッセンスをレジュメとして示すと次のとおりです。

【本年1月21日及び2月18日に経営法友会にて行った「危機管理における第三者委員会の活用」と題するレジュメからの抜粋】

危機管理と第三者委員会の峻別

NISHIMURA
& ASAHI

- 暴走・独走と、お手盛りの2つの問題事象の間のスウィング
- 第三者委の在るべき役割・機能に立ち返ることの必要性
→ 会社を守る＝危機管理との峻別の必要性
- 危機管理と第三者委員会＝緊張関係・利益相反性
危機管理：企業のダメージを最小化して早期に企業活動の正常化を図るための総合的・戦略的対応
第三者委員会：独立・中立の立場から、調査結果が企業に与えるダメージなど気にしないで、真相を解明して説明責任を果たすことが本来の目的
- 例えば、マスコミ対応では
危機管理：企業側に有利な事情や自浄能力をアピールできる事情も織り込みつつ、事実関係を説明したい
第三者委員会：事実関係、原因・背景、責任の所在等につき、自ずから企業を厳しく批判的に説明することになりがち

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

危機管理と第三者委員会の峻別

NISHIMURA
& ASAHI

- 危機管理と第三者委員会の混同は、両者の役割・機能を損なう
 - ・ 第三者委員会が企業に危機管理の観点から対応戦略を助言した場合、第三者委員会の調査結果の中立性・独立性に疑いを生ずる
 - ・ ひいては、第三者委員会が会社の代弁者として、会社の「無実」を主張(お手盛り型の発生)
- 第三者委員会の中立性・独立性を確保するためには、
 - ① 危機管理と第三者委員会との役割・機能を明確に区別する
 - ② 企業は第三者委員会に対して危機管理的な対応や助言を求めず、第三者委員会もこれに応じない
 - ③ 第三者委員会の人員構成、調査スタッフ等につき、危機管理対応を助言する弁護士等から影響を受けないような遮断措置を講じる

第三者委員会報告書の企業への事前開示・コメントの可否

- 第三者委員会の委員が企業の実情や専門的・技術的事項を正確・詳細に把握しているとは限らず、事務局スタッフらに報告書案を見せてコメントして貰うことが必要な場合もある
- 調査報告書の公表後、直ちにマスコミ対応や捜査当局・行政当局向け説明も必要になる
- 第三者委員会が必要と判断し、企業コメントの採否も第三者委員会が最終決定する限り、通常は、独立性・中立性を損なわないはず
- 当局の捜査・調査の代替機能⇒企業側の手続保障確保の必要性
 - ・ 裏付けが不十分な事実認定でも、公表後は事実上企業に反駁機会がない
 - ・ 第三者委員会の調査結果は、当局・報道機関・裁判所等が事実上そのまま受け入れる
 - ⇒ 調査報告書の公表前に、企業側に意見陳述の機会を付与する必要
 - ⇒ 事案によっては、企業側の意見を調査報告書に添付して公表する方法もあり得る
- 真実発見は糾問的構造よりも当事者対立的手続構造が適する
- 企業の不安・警戒の解消・・・第三者委の活用拡大へ



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

II. CGS 研究会による「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の 取りまとめ 執筆者: 泰田 啓太

経済産業省の CGS 研究会(コーポレート・ガバナンス・システム研究会)第 2 期は、本年 3 月 15 日に開催された会合において、

「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(仮)」¹の審議を行いました。

この実務指針は、「主として単体としての企業経営を念頭に作成されたコーポレートガバナンス・コード(以下「コード」という)の趣旨を敷衍し、子会社を保有しグループ経営を行う企業においてグループ全体の企業価値向上を図るためのガバナンスの在り方をコードと整合性を保ちつつ示すことで、コードを補完するもの」とされているところ、項目の1つとして「有事対応の在り方」が取り上げられ、子会社で不祥事が発生した場合における親会社の対応の在り方等が記載されており、今後の実務の参考になることが期待されます。

CGS 研究会の次回会合は本年4月18日に予定されており、確定版に向けた議論が行われるようです。



やすだ けいた
泰田 啓太

西村あさひ法律事務所 弁護士

k.yasuda@jurists.co.jp

1994年検事任官、2004年弁護士登録。法務省民事局付として商法改正に携わる経験を有する。現在は、インサイダー取引、不適切会計、従業員による不祥事等の危機管理案件に関する事実調査、対応助言のほか、企業のガバナンス体制の構築をはじめとする一般企業法務、各種会社争訟案件を手掛ける。

Ⅲ. 改正独占禁止法の概要について

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝

公正取引委員会は、課徴金制度の見直し及び事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いを内容とする独占禁止法及びその規則・指針の改正案を策定しました。内閣は、同改正案を2019年3月12日付けで閣議決定しました。

現行の課徴金制度は、課徴金を一律かつ画一的に算定・賦課するものであったことから、各行為者の行為の実態、悪質性に応じた課徴金を課すことができませんでした。また、課徴金減免申請についても、一律の減算率を定めていたことから、行為者が積極的に公正取引委員会の調査に協力しても、その協力度合いの差異を、課徴金額に反映することができませんでした。本改正案は、上記の点を踏まえ、行為者の行為態様等を踏まえた課徴金の賦課を実現するとともに、行為者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高めることを立法趣旨としています。

同改正案の概要は以下のとおりです。

1. 課徴金制度の見直しについて

現行法上、独占禁止法上、「不当な取引制限」(独占禁止法2条6項)を行った場合の課徴金額は、以下の計算式によって算定されます。

$$\text{【算定基礎(算定対象} \times \text{算定期間)】} \times \text{【算定率】} - \text{【課徴金減免制度による減免額】}$$

本改正案は、課徴金の算定基礎、算定率及び減免額(減免率)について、それぞれ以下のとおり改正し、ガイドラインを整備することとしています。

(1) 算定基礎

① 算定期間の延長等

現行法: 算定期間は最長で3年(除斥期間は5年)

改正案: 算定期間は最長で10年(除斥期間は7年)

② 算定対象の追加

現行法: 算定対象は、対象商品・役務の売上額

¹ この実務指針(仮)は、経済産業省のホームページに、「会議資料4-1 ガイドライン(案)」として掲載されている(https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/cgs_kenkyukai/02_015.html)。

- 改正案： 現行の算定基礎に加え、違反行為により不当利得が生じている次のものを算定基礎に追加
- ✓ 対象商品・役務を供給しないことの見返りとして受けた経済的利得
 - ✓ 違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業(完全子会社等)の売上額
 - ✓ 対象商品・役務に密接に関連する業務(下請受注等)によって生じた売上額

(2) 算定率

① 中小企業算定率の適用対象の変更

現行法： 中小企業基本法上の「中小企業」に対し、軽減した算定率を適用

改正案： 大企業のグループ企業等、一部の中小企業を中小企業算定率の適用対象から除外

② 業種別算定率の廃止

現行法： 製造業等は 10%、小売業は 3%、卸売業は 2%

改正案： 一律 10%

③ 早期離脱に対する軽減算定率の廃止

現行法： 調査開始日又は事前通知を受けた日の 1 か月前までに違反行為をやめた場合、算定率を 20%軽減する

改正案： 上記規定を廃止

④ 主導的役割に関する割増算定率の追加

現行法： 主導的役割を果たした場合、算定率を 50%加算

改正案： 調査妨害行為(隠蔽・仮装)を指示等した場合も、算定率を 50%加算

⑤ 繰り返し加重に関する割増算定率の追加

現行法： 違反行為を繰り返した場合、算定率を 50%加算

改正案： 最初の課徴金納付命令よりも前に、同時並行する違反行為を取りやめた場合は、除外
過去 10 年以内に課徴金納付命令等を受けた事業者の完全子会社による違反行為も含む

(3) 減免額

① 調査開始前

現行法： 減免申請順位 1 位は全額免除、2 位は減免率 50%、3 位から 5 位は減免率 30%、6 位以下は 0%

改正案： 減免申請順位 1 位は全額免除、2 位は減免率 20%、3 位から 5 位は減免率 10%、6 位以下は減免率 5%
2 位以下は協力度合い(事業者が自主的に提出した証拠の価値)に応じて最大 40%減免率が加算

② 調査開始後

現行法： 最大 3 社(ただし、調査開始前の申請事業者と合わせて最大 5 社)まで 30%、左記以下は 0%

改正案： 最大 3 社(ただし、調査開始前の申請事業者と合わせて最大 5 社)まで 10%、左記以下は 5%
協力度合い(事業者が自主的に提出した証拠の価値)に応じて最大 20%減免率が加算

※ 申請者数の上限撤廃。

※ 事業者による協力内容と公正取引委員会による減算率について、公正取引委員会・事業者間で協議。

※ 公正取引委員会においては、以下の協力内容(事業者が自主的に提出する証拠等)の評価方法について、ガイドラインを整備する予定。

(i) 協力内容、すなわち事業者が自主的に提出する証拠等につき、その内容等が、実態解明にどの程度資するか。

(ii) 証拠の内容について、評価対象となる情報(カルテル・入札談合の対象商品・役務、受注調整の方法、参加事業者、実施時期、実施状況等)を示す。

2. 事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いについて

公正取引委員会は、不当な取引制限に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書で、一定の要件を満たすことが確認されたものは、同委員会審査官が確認することなく、速やかに事業者に還付する制度(いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権の制度)を新設するとしています。この制度は、今後、改正独占禁止法 76 条に基づく規則及

び指針において規定される予定とのことです。

同制度の概要は以下のとおりです。

(1) 対象物件及び対象外物件

① 対象物件

- ・ 事業者から弁護士への相談文書、弁護士から事業者への回答文書、弁護士が行った社内調査に基づく法的意見が記載された報告書、弁護士が出席する社内会議でその弁護士との間で行われた法的意見についてのやり取りが記載された社内会議メモ等

② 対象外物件

- ・ 弁護士への相談前から存在する一次資料や、相談の基礎となる事実を収集して取りまとめた事実調査資料など
- ・ 独占禁止法の不当な取引制限以外の規定又は他の法令に関する法的意見等の内容を記載した資料

(2) 要件

- ① 提出時命令時に、事業者が、本制度の取扱いを求めること。
- ② 文書の件名、保管場所、秘密性の維持等の観点から、適切な保管がなされていること。
- ③ 提出命令後、一定期限内に、本制度の取扱いを求める物件ごとに、作成日時、作成者・共有者の氏名、物件の属性(手紙、覚書、社内調査報告書、社内会議メモ等)、概要等を記載した文書(ログ)を提出すること。
- ④ 本制度の対象外の物件が含まれている場合には、公正取引委員会に当該物件の写しを提出するか、その内容を報告すること。
- ⑤ 違法な行為を目的としたものでないこと。

3. その他改正事項

- ・ 検査妨害罪の罰金額の上限の引上げ
- ・ 犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備
- ・ 課徴金の延滞金利率の引下げ



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士
a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

IV. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者:木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2019年2月13日】

金融庁、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂案を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190213amlcft/20190213amlcft.html>

金融庁は、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正(案)を公表しました。上記改正(案)では、金融機関に対し、

- ・ 利用する商品・サービスや顧客属性²等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により、全ての顧客についてリスク評価を行うこと
 - ・ リスクベースアプローチを用いた定期的な顧客情報の確認を実施すること
- 等を求めています。

【2019年2月21日】

東証、コーポレートガバナンス・コードへの対応状況の集計結果を公表

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20190221-01.html>

東京証券取引所は、2019年2月21日、2018年12月末日時点のコーポレートガバナンス・コードの対応状況に関する集計結果を公表しました。

市場第一部上場企業において、全原則をコンプライしている会社は18.1%、コンプライしている原則が90%以上ある会社(全原則をコンプライしている会社は除く。)は67.2%、コンプライしている原則が90%未満の会社は14.7%であったとのことです。

また、2018年6月1日付けで改訂・新設された原則³のうち、市場第一部上場企業のコンプライ率が低いものは以下のとおりです。

- ・ 独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など独立した諮問委員会の設置(補充原則4-10①)
- ・ 経営陣の報酬の客観性・透明性ある手続に従った報酬制度の設計及び具体的な報酬額の決定(補充原則4-2①)
- ・ ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模が両立された取締役会の構成、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者の監査役への選任(原則4-11)

【2019年2月26日】

証券監視委、金融庁設置法第21条の規定に基づく建議を実施

<https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c.2019/2019/20190226-1.htm>

証券取引等監視委員会は、2019年2月26日、金融庁設置法第21条に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、犯則調査において、電磁的記録等の証拠収集・分析を行うことを可能とするため、金融商品取引法に必要な規定を整備する等、適切な措置を講ずる必要がある旨の建議を行いました。

【2019年3月1日】

国土交通省、独占禁止法等の競争規制の地域交通への適用に関する相談窓口を設置

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000136.html

政府は、地方におけるサービスの維持を前提に、地方銀行や乗合バス等が経営統合等を進める場合について、独占禁止法等の

² 2019年2月27日付け日本経済新聞朝刊によれば、全顧客のリスク評価にあたっては、個人であれば学生・主婦といった顧客属性の分類を行うことをリスク評価の柱とする方針とのことです。

³ コーポレートガバナンス・コードの改訂・新設内容については、[本ニューズレター2018年6月号](#)(「東証、コーポレートガバナンス・コードを改訂」)をご覧ください。

競争政策のあり方を検討しています。

これに関し、国土交通省は、上記検討がまとめられ、その結論が各地方運輸局等や公正取引委員会等の関係省庁の地方支分部局にも普及するまでの措置として、自ら、直接、地方公共団体や事業者等からの地域交通への独占禁止法の適用その他競争規制に関する相談を受ける窓口を設定しました。

なお、2019年3月5日付け日本経済新聞朝刊によれば、政府は、地方銀行や地域乗り合いバスの統合基準の見直しも含めた新たな枠組みについて、2019年夏に策定する成長戦略に盛り込むとともに、独禁法の例外規定を盛り込む新法を検討し、2020年の通常国会に提出することを目指すとしています。具体的な新法案には、競争だけでなく地域サービスの維持にも着目した統合基準を策定し、再編計画が□定の要件を満たせば新基準を適用するという例外規定を設けることなどが盛り込まれています。

【2019年3月7日】

政府、上場子会社に関するコーポレートガバナンスについてルールを策定する方針

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/index.html>

政府は、2019年3月7日に開催された第24回未来投資会議において、上場子会社に関するコーポレートガバナンスに関するルールを作成し、東京証券取引所に対しても上場基準の改定を求める方針を決定しました。

上場子会社に関するコーポレートガバナンスに関するルールとして予定されているものは下記のとおりです。

【子会社側に求める対応】

- ・ 少なくとも支配株主出身者(10年以内に支配株主に所属していた者)を上場子会社の独立社外取締役としないこと。
- ・ 上場子会社の取締役会の独立社外取締役比率を高める(1/3以上や過半数)ことを目指すこと。
- ・ 利益相反取引については、独立社外取締役(又は独立社外監査役)のみ又は過半数を占める委員会において、一般株主の利益保護の観点から審議・検討することとし、かつ、取締役会においてもその審議結果が尊重される仕組みをつくること。
- ・ 上場子会社のガバナンス体制について、投資家等に対して情報開示を行うこと。

【親会社側に求める対応】

- ・ 親会社は、グループとしての企業価値の最大化の観点から、上場子会社として維持することの合理的理由を開示すること。
- ・ 支配株主として、上場子会社のガバナンス体制の実効性を確保できるよう、上場子会社の取締役の選解任権限を行使すること。

【2019年3月8日】

経産省、『攻めの経営』を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—を改定

<https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190308001/20190308001.html>

経済産業省は、2018年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえて、『攻めの経営』を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—⁴を改訂しました。

この改訂は、主として、「Ⅱ 株式報酬、業績連動報酬に関する Q&A」のうち、経済産業省への問い合わせが多かった項目を改訂したものです。例えば、Q&A(Q73)は、役員が病気や不祥事により業績連動給与の一部を支給しない場合の損金算入の取扱いを新たに明記しており、病気により勤務を行っていない期間がある場合に報酬を減額する算定方法をあらかじめ定めて開示していれば、損金算入ができるとの解釈を示しています。

【2019年3月8日】

内閣、改正道路運送車両法案を閣議決定

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000066.html

内閣は、自動運転に関する技術開発の進展を踏まえ、自動運転の推進を想定した改正道路運送車両法案を閣議決定しました。同法案の概要は以下のとおりです。

- ① 保安基準対象装置への自動運行装置の追加
- ② 電子的な検査に必要な技術情報の管理
- ③ 分解整備の範囲の拡大及び必要な技術情報の提供の義務付け
- ④ 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設
- ⑤ 完成検査の瑕疵等に対する是正措置命令の創設

⁴ 前回の改訂については、[本ニューズレター2017年10月号](#)(「経産省、『攻めの経営』を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—」を改定)をご覧ください。

⑥ 自動車検査証の電子化(ICカード化)

【2019年3月8日】

内閣、パワーハラスメント防止対策法案を閣議決定

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/198.html>(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」)

内閣は、いわゆるパワーハラスメント防止対策として、労働施策総合推進法の改正案を閣議決定しました。同法案の概要は以下のとおりです。

- ① 事業者は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されること(いわゆるパワーハラスメント)がないよう、相談体制の構築等、雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- ② パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、紛争調整委員会による調停の対象とする。

同法は、公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日において施行されます。ただし、中小事業主における①の義務については、公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、努力義務とする旨の経過措置が設けられています。

【2019年3月12日】

個人情報保護委、個人データ及び特定個人情報の漏えい等事案の報告方法を変更**【個人データの漏えい等事案の報告】**

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

【特定個人情報の漏えい等事案の報告】

<https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/#mreport>

2019年3月27日正午から、個人情報保護委に対して個人データ及び特定個人情報の漏えい等事案を報告する場合、従来のFAX又は郵送ではなく、同委員会のホームページ内に設置されている報告フォームに入力することになります。

【2019年3月12日】

米国司法省、“FCPA Corporate Enforcement Policy”を改訂

2019年3月22日、米国司法省は、“FCPA Corporate Enforcement Policy”を改訂しました。同ポリシーは、外国公務員に対する贈賄行為を行った企業が、①贈賄行為に係る事実を自主的に開示し、②捜査に完全協力するとともに、③適時かつ適切な是正を行った場合に、その企業に対する訴追を差し控えることを明記したポリシーです⁵。主な改訂内容は以下のとおりです。

- ・ ①の自主開示を要求する関連事実の範囲を、全ての犯罪の関与者に関する事実から、犯罪の実質的な関与者又は責任者に関する事実に限定
- ・ ③の是正の一内容として要求される適切な業務記録の維持及び不適切な削除の防止について、適切に業務上の記録やコミュニケーションの履歴を管理することのできないソフトウェア(メッセージアプリ等)の使用を認める(これらのソフトウェアの使用自体が、“FCPA Corporate Enforcement Policy”の適用に対する障害とはならないことを明記した)代わりに、それらのソフトウェアの使用に係る適切なガイダンスの導入や管理の実施を要求

【2019年3月13日】

政府、著作権法改正案の今通常国会への提出を見送り

2019年3月13日付け朝日新聞夕刊等

2019年3月13日付け朝日新聞夕刊等によれば、政府は、違法なダウンロードの対象となる範囲を漫画・雑誌等に拡大することなどを内容とする著作権法改正案について⁶、今通常国会への提出を見送る方針を決定したとのことです。

⁵ 改訂前の“FCPA Corporate Enforcement Policy”の内容については、[本ニューズレター2017年12月号](#)(「米国司法省副長官、パイロットプログラムを恒久化することを発表」)をご覧ください。

⁶ 政府が今通常国会の提出を予定していた著作権法改正案の内容については、[本ニューズレター2019年2月号](#)(「著作権法改正案、今通常国会提出予定」)をご覧ください。

【2019年3月19日】

金融庁、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319.html>

金融庁は、「記述情報の開示に関する原則」を策定しました。同原則の要点は、[本ニューズレター2018年12月号](#)(「金融庁、『記述情報の開示に関する原則(案)』の公表」)でお伝えしたとおりですが、パブリックコメントの結果を受け、事業を行う市場の状況や競合他社との競争優位性の説明においては、自社の弱みや課題、経営環境の変化を踏まえた自社にとっての機会やリスクに関する経営者の認識等も含めて記載することが望ましいことなどを追記しています。

また、金融庁は、「記述情報の開示の好事例集」も同時公表しています。この事例集は、「記述情報の開示に関する原則」の各項目毎に、各企業の参考となる有価証券報告書の開示例等をとりまとめたものです。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士
a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士
ke.matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。